

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画の策定について

【策定の経緯】

・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（乳児等のための支援給付）として、「こども誰でも通園制度」が創設された。

本市においては、令和6年度から試行的事業として実施しており、令和7年度以降は、令和7年3月に策定した「函館市こども計画」（第三期市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定）に基づき実施することとしている。

・ 基本指針の改正

令和7年9月16日付け国の事務連絡により基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）が改正され、令和8年4月1日から適用されることとなった。

・ 改正概要（市町村子ども・子育て支援事業計画関係）

- ① 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期を位置づけること。
- ② 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項（教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策）を位置づけること。

乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画に基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、計画の変更が必要（計画変更の代替措置として代用計画の策定による対応が可能）。

【本市の対応】

・ 代用計画の策定

上記①（量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期）については、函館市こども計画（第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策，p.115-127）に記載済み。

上記②（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項）については、函館市こども計画に当該記載が無いことから、代用計画で対応することとする（別紙のとおり）。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画（案）

市町村（特別区）名

函館市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。
- 認定こども園および幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への移行が円滑に進むよう、支援に取り組みます。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示しした、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。